

4 福基第 4 2 2 3 号  
令和 5 年 2 月 9 日

各介護サービス事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎  
( 公 印 省 略 )

### 令和 4 年度「介護サービス情報の公表」の実施について

日ごろから、本市高齢者保健福祉行政の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険指定事業者として指定を受けて公表対象サービスを提供する事業所は、介護サービス情報について報告、訪問調査及び公表並びに公表手数料、調査手数料の納付が義務付けられています。今年度の情報公表制度の実施に当たっては、次の点に留意してご対応くださるようお願いいたします。

#### 1 調査票提出について

調査票の提出等の事務手続きについては、相模原市指定情報公表センターホームページ ([https://center.rakuraku.or.jp/service\\_office/sagamihara/index.html](https://center.rakuraku.or.jp/service_office/sagamihara/index.html)) を活用します。期日までに報告してください。

※市長への基本情報及び運営情報の報告は事業者の義務です。報告の内容は公表されることを前提に、内容を十分確認の上、報告してください。（報告内容が事実と相違している場合、虚偽報告として、介護保険法に基づく処分の対象となる場合があります。）

#### 2 手数料の納付方法等について

納付可能な金融機関は納入通知書に記載がありますので、ご確認の上、納付くださるようお願いいたします（ゆうちょ銀行及び郵便局では納付することができません）。納付期限については、納入通知書に記載のとおりですので、期限内に必ず納付くださるようよろしくお願いいたします。

なお、詳細については、別添の『令和 4 年度「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について』の 3～4 ページをご覧ください。

#### 3 訪問調査について

##### (1) 調査の対象

以下の年度に新規指定を受けたサービスが調査対象となります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 平成 12 年度（平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日）の新規指定</li><li>② 平成 15 年度（平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）の新規指定</li><li>③ 平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）の新規指定</li><li>④ 平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）の新規指定</li><li>⑤ 平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の新規指定</li><li>⑥ 平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の新規指定</li><li>⑦ 令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）の新規指定</li><li>⑧ 令和 4 年度の新規指定（令和 4 年 4 月 1 日～）※みなし指定以外</li></ul> |
|--|

##### (2) 調査日の予約

計画通知書に記載の調査機関から調査日の調整の連絡（電話もしくはファックス）が入りますのでご対応願います。

問合せ先  
福祉基盤課  
電話 042-769-9226